別紙3

令和６年度南部町の給与・定員管理等について

１　総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区　分	住民基本台帳人口（令和6年1月1日）	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B／A	（参考）令和4年度の人件費率
令和5年度	人 6,920	千円 5,602,935	千円 653,642	千円 947,469	% 16.9	% 17.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区　分	職員数 A	給与費 給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計　B	（参考）一人当たり給与費 B/A	（参考）類似団体平均一人当たり給与費
令和5年度	人 88	千円 319,055	千円 36,422	千円 127,718	千円 483,195	千円 5,491	千円 5,540

（注）１　職員手当には退職手当を含まない。
２　職員数は、令和５年４月１日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
３　給与費については、任期付短時間勤務職員及び暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況

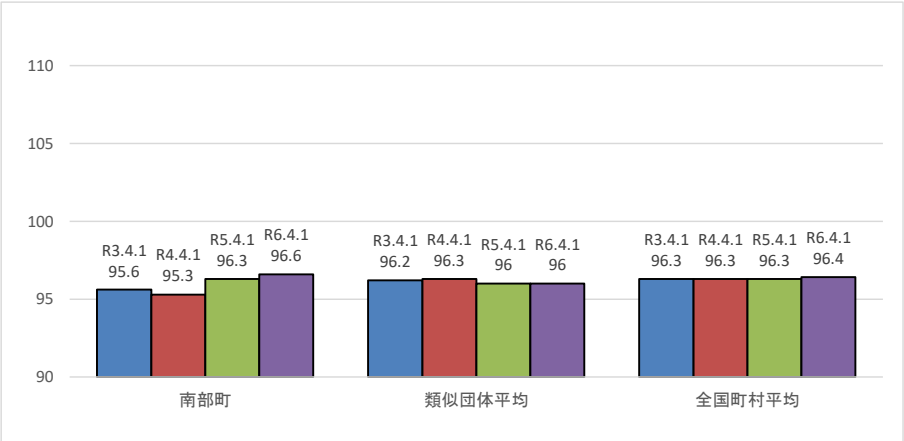

（注）１　ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を１００として計算した指数。
２　類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
３　ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の４月１日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の７割水準に設定される職員を除いている。

※　令和５年４月１日のラスパイレス指数が、①３年前に比べ１ポイント以上上昇している場合、②３年連続で上昇している場合、③１００を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

20～30年勤続者の人数割合が多く、この年代の昇任･昇給に伴い高齢層の総額が上がるため。 改善の見込み：この年代が定年で減少していけば下がることが予測できる。

(4) 給与改定の状況

※南部町は、人事委員会を設置していないので記載なし。

①月例給

区　分	人事委員会の勧告 民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告（改定率）	給与改定率	（参考）国の改定率
年度	円	円	円	%	%	%

（注）「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の４月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区　分	人事委員会の勧告 民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告（改定月数）	年間支給月数	（参考）国の年間支給月数
年度	月	月	月	月	月	月

（注）「民間の支給割合」は、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均２％の引き下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

［ 実施　　未実施 ］

給料表の改定実施時期　：平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均２％引き下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

※南部町は、地域手当の対象外地域となります。

（支給割合）

（実施時期）

（参考）

	各年度の支給割合										
	平成26年度	平成27年度 4月1日時点	平成27年度 遡及改定	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
国の基準による支給割合											
支給割合											

③その他の見直し内容

管理職特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施（平成27年4月1日実施）

(6) 特記事項　　なし

2　職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和６年４月１日現在）

①一般行政職

区　　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国ベース）
南部町	41.4 歳	311,397 円	358,646 円	343,320 円
山梨県	42.8 歳	328,862 円	405,341 円	364,392 円
国	42.1 歳	323,823 円	－ 円	405,378 円
類似団体	41.0 歳	303,305 円	349,559 円	327,177 円

②技能労務職

区　　分	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額（A）	平均給与月額（国ベース）	民間 類似職種	民間 平均年齢	民間 平均給与月額(B)	参考 A/B
南部町	1人	58.0 歳	257,100 円	264,200 円	264,200 円	－	－	－ 円	－
うち用務員	1人	58.0 歳	257,100 円	264,200 円	264,200 円	用務員	49.1	244,800 円	1.08
うち学校給食員	-	－	－ 円	－ 円	－ 円	－	－	－ 円	－
うち清掃職員	-	－	－ 円	－ 円	－ 円	－	－	－ 円	－
うちその他の職員	-	－ 歳	－ 円	－ 円	－ 円	－	－	－ 円	－
山梨県	69人	55.8 歳	350,661 円	－ 円	371,074 円				－
国	1829人	51.2 歳	288,144 円	－ 円	330,553 円				－
類似団体	3人	51.4 歳	282,400 円	304,568 円	293,301 円				－

区　分	参　考 年収ベース(試算値)の比較 公務員(C)	民間(D)	C/D
南部町	4,327,400	3,297,300	1.31
うち用務員	4,327,400 円	3,297,300 円	1.31
うち学校給食員	－ 円	－ 円	－
うち清掃職員	－ 円	－ 円	－
うちその他の職員	－ 円	－ 円	－

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成24～26年の3ヶ年平均）

※技能労務職の職種と民間職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与額の額を加えた試算値である。

③看護保健職

区　　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)
南部町	歳 41.5	円 277,100	円 309,117	円 294,183
山梨県	歳 42.7	円 360,076	円 420,276	円 384,809
国	歳 48.1	円 325,124	円 ー	円 365,921
類似団体	歳 43.0	円 303,324	円 344,079	円 316,607

（注）１　「平均給料月額」とは、令和５年４月１日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
２　「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額(国ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等除いたもの）で算出している。
３　国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額（国比較ベース）」の括弧書きは、給与改定臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値（減額前）である。

（2）職員の初任給の状況（令和６年４月１日現在）

区　　分		南　部　町	山梨県	国
		初任給	初任給	初任給
一般行政職	大　学　卒	196,200　円	203,918　円	196,200　円
	高　校　卒	166,600　円	172,181　円	166,600　円
技能労務職	高　校　卒	－　円	175,002　円	－　円
	中　学　卒	－　円	156,464　円	－　円
教育職	高　校　卒	－　円	227,795　円	－　円
	中　学　卒	－　円	184,775　円	－　円
看護保健職	大　学　卒	225,800　円	－　円	－　円
	短　大　卒	218,800　円	－　円	－　円

（3）職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和６年４月１日現在）

区　　分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大　学　卒	264,700　円	361,500　円	384,100　円	395,200　円
	高　校　卒	269,400　円	293,400　円	346,700　円	383,900　円
技能労務職	高　校　卒	－円	－円	－円	－円
	中　学　卒	－円	－円	－円	－円
教育職	高　校　卒	－円	－円	－円	－円
	中　学　卒	－円	－円	－円	－円
看護保健職	大　学　卒	－円	－円	－円	－円
	高　校　卒	－円	－円	－円	－円

３　一般行政職の級別職員数等の状況

（1）一般行政職の級別職員数の状況（令和５年４月１日現在）

区　分	標準的な職務内容	職員数	構成比	１号給の給料月額	最高号給の給料月額
６　級	特に複雑困難な業務を掌する課長、室長、局長及び次長	人 12	% 15.4	円 323,100	円 411,300
５　級	複雑困難な業務を掌する課長、室長、局長及び次長並びに特に複雑困難な業務を掌する課長補佐、主幹	人 19	% 24.4	円 295,400	円 394,000
４　級	主幹の職務	人 11	% 14.1	円 271,600	円 382,000
３　級	主査、副主査の職務	人 9	% 11.5	円 240,900	円 351,000
２　級	主任の職務	人 3	% 3.8	円 208,000	円 305,200
１　級	主事、技師及び主事補、技師補の職務	人 24	% 30.8	円 162,100	円 249,400

（注）１　南部町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
２　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

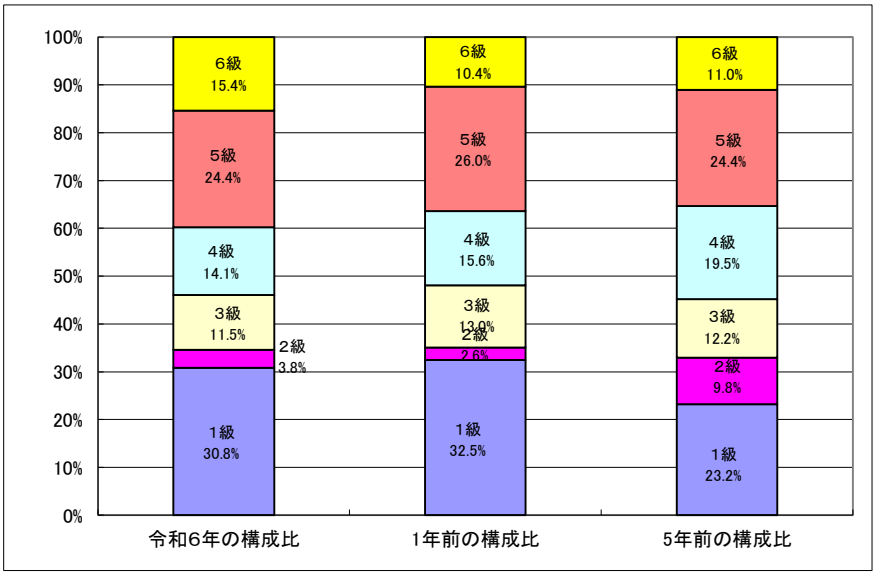

（注）平成１８年４月、８級制から６級制に変更している。（旧給料表の１級及び２級並びに４級及び５級をそれぞれ統合）

（２）国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和６年４月１日現在）

12-3　国との給料表カーブ比較（行政職（一））

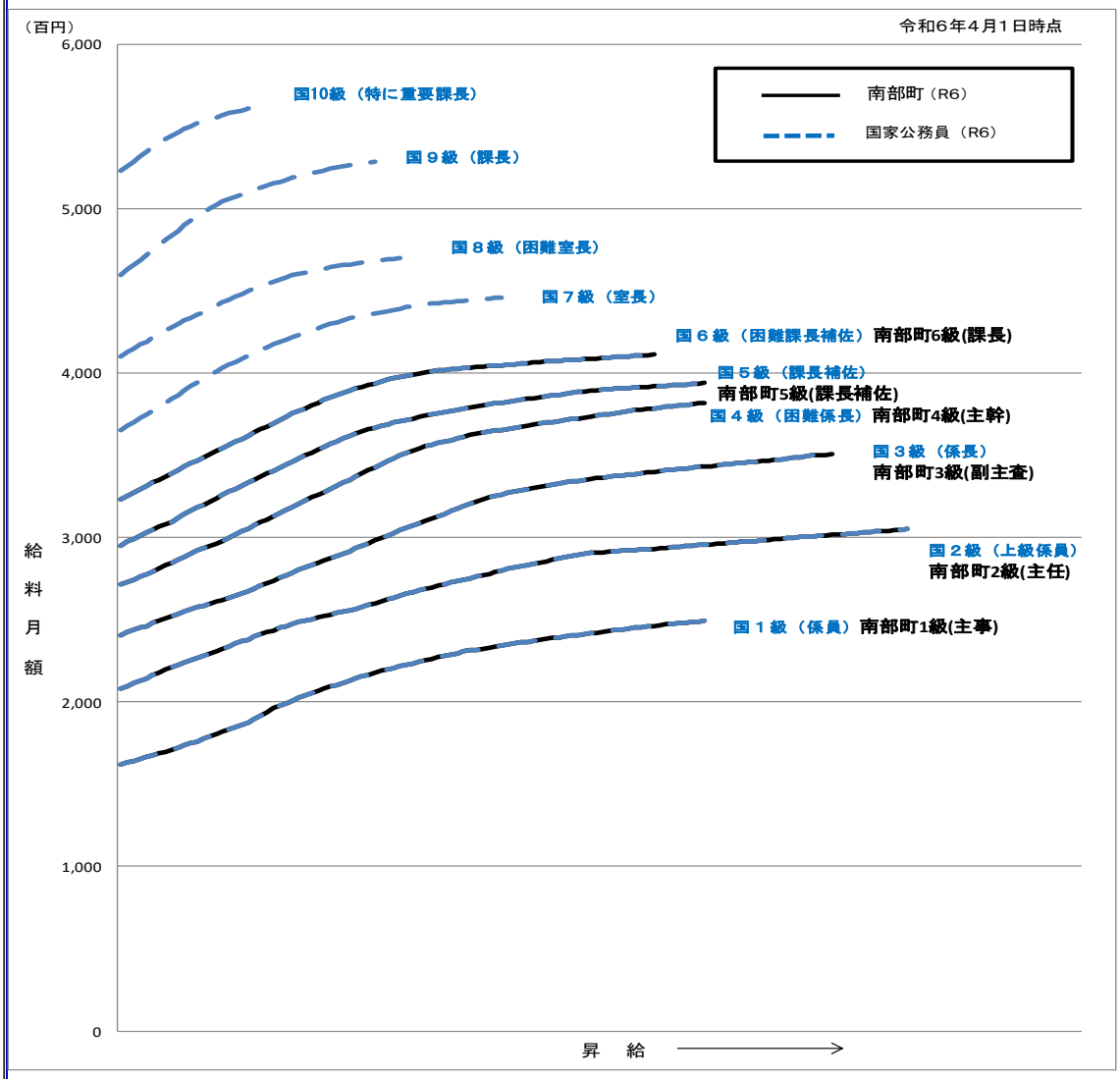

級別人員構成比

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
山梨県南部町	30.8%	3.8%	11.5%	14.1%	24.4%	15.4%				

(2) 昇給への人事評価の活用状況

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ．人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある部分	昇給可能な区分	昇給実績がある部分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）		○		○
ロ、人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4　職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

南　部　町	山　梨　県	国
1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,408　千円	1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,610　千円	－
(令和5年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.45　月分　2.05　月分 (1.375)　月分　(0.975)　月分	(令和5年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.45　月分　2.05　月分 (1.375)　月分　(0.975)　月分	(令和5年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.45　月分　2.05　月分 (1.375)　月分　(0.975)　月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算　5%～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算　5%～20% 管理職加算10%～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算　5%～20% 管理職加算10%～25%

（注）　(　)内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（南部町）

令和４年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ．人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある部分	昇給可能な区分	昇給実績がある部分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）		○		○
ロ、人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和６年４月１日現在）

南　部　町			国		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.66950 月分	24.58688 月分	勤続20年	19.66950 月分	24.58688 月分
勤続25年	28.03950 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.03950 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.75750 月分	47.70900 月分	勤続35年	39.75750 月分	47.70900 月分
最高限度額	47.70900 月分	47.70900 月分	最高限度額	47.70900 月分	47.70900 月分
その他の加算措置			その他の加算措置	定年前早期退職特例2%～45%加算	
(退職時特別昇給　無　)					
1人当り平均支給額					
（自己都合）406千円　（定年退職）0千円					

（注）１　退職手当の１人当たり平均支給額は、令和５年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

２　「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和６年４月１日現在）

※南部町は地域手当支給対象外地域

支給実績（ 年度決算）			－　千円
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)			－　円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
－	－　%	－　人	－　%
－	－　%	－　人	－　%

(4) 特殊勤務手当（令和６年４月１日現在）

支給実績(令和5年度決算)	8　千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	8,000　円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)	0.9　%
手当の種類(手当数)	特殊勤務手当

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
新型コロナウイルス感染症により生じた事態に係る防疫等作業手当の特例	医師・看護師	新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又は長時間にわたり接して行う作業をするもの	4，000円

※平成19年4月より不快手当・危険手当を廃止した。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	14,196　千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	161　千円
支給実績(令和4年度決算)	24,235　千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	258　千円

(6) その他の手当（令和５年４月１日現在）

手　当　名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和5年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）
扶養手当	配偶者　6,500円　　子　10,000円 その他　6,500円 被扶養者のうち16～22歳の者は5,000円加算	同じ		10,068　千円	239,714　円
住居手当	借家等居住月額16,000円を超える家賃支払者（28,000円上限）	同じ		1,640　千円	136,666　円
通勤手当	通勤距離(片道)2km以上の者 通勤距離に応じ月額2,000円～31,600円	同じ		3,996　千円	46,465　円
管理職手当	課長補佐以上の管理職 6級1種　月額　41,600円 5級1種　月額　39,700円 5級2種　月額　31,800円	同じ		9,685　千円	461,190　円
管理職員特別勤務手当	管理職員が週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合　勤務1回につき　4,000円 (6時間を超えて勤務する場合　100分の150を乗じて得た額)	同じ		0　千円	0　円

５　特別職の報酬等の状況（令和６年４月１日現在）

区　分		給　料　月　額　等		
			(参考)類似団体における最高／最低額	
給料	町　長	691,000　円	870,000　円／	523,000　円
	副町長	－　円	－　円／	－　円
	教育長	554,000　円	－　円／	－　円
報酬	議　長	220,000　円	928,500　円／	200,000　円
	副議長	176,000　円	316,000　円／	170,000　円
	議　員	158,000　円	301,000　円／	150,000　円
期末手当	市区町村長 教育長	(令和6年度支給割合) 4.60　月分		
	議　長 副議長 議　員	(令和6年度支給割合) 3.55　月分		
退職手当		(算定方式)	(支給時期)	
	市区町村長	給料月額×支給割合(在職月数×42/100)	任期毎に支給	
	教育長	給料月額×支給割合(在職月数×20/100)	任期毎に支給	

６　職員数の状況

（1）部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年4月1日現在）

区分／部門			職員数 令和5年	職員数 令和6年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会・総務部門	29	31	2	配置職員の増
		税務部門	7	7	0	
		福祉部門	25	25	0	
		経済部門	7	7	0	
		土木部門	7	6	△ 1	配置職員の減
		計	75	76	1	人口1万人当たり職員数　112.34人 類似団体の人口1万人当たり職員数　117.66人
	教育部門		13	11	△ 2	配置職員の減
	消防部門		0	0	0	
	小計		88	87	△ 1	人口1万人当たり職員数　128.60人 類似団体の人口1万人当たり職員数　140.08人
公営企業等会計部門	病院部門		7	7	0	
	水道部門		2	3	1	配置職員の増
	その他		9	10	1	配置職員の増
	小計		18	20	2	配置職員の増
合計			106 [133]	107 [133]	1 [0]	配置職員の増 ＜参考＞　人口1万人当たり職員数　158.17人

（注）１　職員数は一般職に属する職員数である。
　　２　[　　]内は、条例定数の合計である。

（2）年齢別職員構成の状況（令和6年４月１日現在）

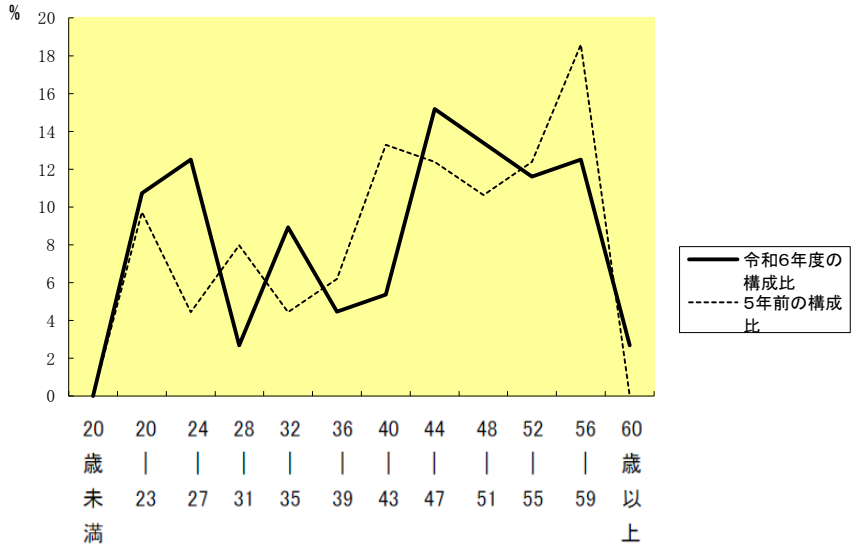

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 0	人 9	人 10	人 13	人 9	人 4	人 8	人 10	人 17	人 13	人 13	人 1	人 107

（3）職員数の推移

（単位：人・%）

部門別／年度	31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去５年間の増減数（率）
一般行政	82	83	84	81	75	76	▲ 6　（ △ 7.3 %）
教育	13	13	13	13	13	11	▲ 2　（ △ 15.4 %）
消防	－	－	－	－	－	－	－　（　－ %）
普通会計計	95	96	97	94	88	87	▲ 8　（ △ 8.4 %）
公営企業等会計計	16	16	18	18	18	20	△ 4　（ 25.0 %）
総合計	111	112	115	112	106	107	▲ 4　（ △ 3.6 %）

（注）　１　各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

８　公営企業職員の状況

○　地方公営企業法を全部摘要する公営企業会計に該当する事業はありませんので様式を省略します。